

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	秋田県公安委員会 第230775号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	トラパンツ代行
	主たる営業所が所在する市町村	秋田市
処 分 年 月 日		平成30年9月5日
処 分 内 容		指示処分（点数付与なし）
処 分 理 由		被処分者は、自動車運転代行業に従事している従業員が最高速度違反行為により検挙されたものであるが、車両の使用者として、必要な運行管理を怠り、従業員の最高速度違反行為を防止するために必要な措置を怠ったことから、「法の指示」に該当したものである。
根 拠 法 令		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条（道路交通法の規定の読替え適用等）</li> <li>・ 第22条第1項（指示）</li> </ul> </li> <li>○ 道路交通法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第22条の2第1項（道路交通法の規定の読替え後の最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示）</li> </ul> </li> </ul>
処分を行った公安委員会		秋田県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。